

## 令和5年度「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆さまにご自身の治療等にかかった医療費について確認していただくため、「医療費のお知らせ」を年に一回発行しています。

〈対象期間〉 主に令和4年10月診療分～令和5年8月診療分

〈発送時期〉 令和6年1月中旬から下旬

〈お届け先〉 お勤めの事業所あて

「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせ先  
レセプトグループ ☎088-602-0258

⚠️ ご担当者さまへ

医療費のお知らせは **開封せずに**  
皆さまにお渡しください



**確定申告（医療費控除）**に関するお問い合わせは**税務署**まで

Q. 年間に医療費をいくら以上支払えば、申告できますか？

Q. 医療費控除を受けるためにどのような手続きがいらいますか？

など

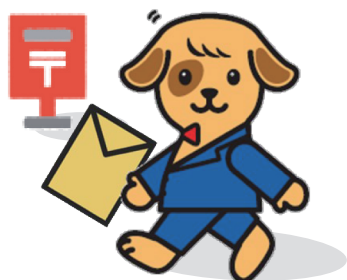


※今回の「医療費のお知らせ」には記載されていない診療分につきましては、医療機関からの領収書をもとにご自身で医療費控除の明細書を作成いただくようお願いいたします。

## 被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします

協会けんぽでは、健康保険法施行規則第50条第1項の規定に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただいています。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



### 確認の対象となる方

令和5年4月1日において**18歳以上の被扶養者**

※令和5年4月1日以降に認定された方は対象外

提出期限：令和5年12月8日（金）

※すべての方が「変更なし」の場合でも**必ず被扶養者状況リストのご提出が必要になります**。詳しくは、リーフレットをご覧ください。

# 健診で**高血圧・高血糖・脂質異常**で**要治療・要精密検査**と判定され、まだ**医療機関を受診していない方**へ

協会けんぽでは、高血圧・高血糖・脂質異常の方で未治療と思われる下記の方へ、心筋梗塞や脳卒中・慢性腎不全等への重症化を防ぐために電話や文書にて受診を勧奨しています。



## 血圧

収縮期血圧値

**160** mmHg以上

拡張期血圧値

**100** mmHg以上

## 血糖

空腹時血糖値

**126** mg/dl以上

HbA1c

**6.5** %以上

## 脂質

LDLコレステロール値

**180** mg/dl以上

心筋梗塞や脳卒中等、重症な疾患で突然倒れる方の、6割の方が健診を受けていません。健診を受けていただくとともに、従業員さまの健診結果をご確認いただき、「要治療」「要精密検査」と判定された方へは、事業所さまからも受診勧奨をお願いします。

## 皆さまの取り組みで、保険料が変わります！-インセンティブ制度-

- ・協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまが**健康づくりに取り組む（5つの指標）**ことで、インセンティブ（報奨金）が付与され、翌々年度の健康保険料率に反映される制度。
- ・この取り組みを行い、上位15位以内にランクインした支部の保険料率に報奨金が付与され、その報奨金に応じて保険料が下がる！

### 5つの指標

- ① 特定健診の実施率※
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
- ④ 要治療と判定された方の医療機関受診率
- ⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

※事業所健診結果データをいただくことにより、実施率に加算することができます



5つの取り組みへのご理解・ご協力をよろしく申し上げます！ 詳しくはこちら→

## ジェネリック医薬品を使用すると、どれくらい安くなるの？

## 第8回 高血圧

高血圧には自覚症状がほとんどなく、健診などで高血圧を指摘されても、放置する人が少なくありません。血圧が高い状態が続くと動脈の壁に負担がかかって確実に動脈硬化を進行させ、狭心症や心筋梗塞などの心疾患、脳出血や脳梗塞などの脳血管疾患のリスクを高めます。高血圧のお薬にも、ジェネリック医薬品があります。

価格差例 1日1回、 1回1錠の場合	先発医薬品 薬価	ジェネリック医薬品 薬価	差額 (1日あたり)	差額 (1年あたり)
	47円(1日)	22円(1日)	<b>25円</b>	<b>9,125円</b>

※表中の価格は薬価の全額（10割負担）で計算していますので、窓口で支払う負担額はこちらの通りではありません。

※用量、薬価は一例です。同じ有効成分のジェネリック医薬品でも、メーカーによって価格は異なります。

※自己負担分は四捨五入され10円単位での支払いになります。

※上記は薬価のみを計算したものであり、実際に支払う医療費には、調剤基本料や薬剤管理指導料、薬剤情報提供料などが含まれます。

